

平成30年3月22日

住宅局建築指導課

建築基準法における採光規定を見直します！ ～保育所の円滑な整備に向けて～

国土交通省では、待機児童対策として、既存の事務所等を活用した保育所の円滑な整備を後押しするため、本日、保育所への用途変更に当たって支障となる場合がある建築基準法における採光規定を見直す告示を公布・施行しました。

待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、保育所を整備しやすい環境を整えることが重要です。しかし、都市部の住居系地域等において、既存の事務所や住宅を用途変更して保育所を設置しようとする場合等には、敷地境界線との間に十分な距離を確保できないこと等により、建築基準法における採光規定が支障となり、保育所を設置できない事例があるとの指摘があります。今般、既存の事務所等を活用した保育所の円滑な整備などを後押しするため、採光規定について以下の改正を行います。

(1) 保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化（告示第1800号関係）

一定の照明設備を設置した場合の採光有効面積の緩和規定について、保育所の保育室等の実態に応じて合理化し、床面からの高さが50センチメートル未満の部分の開口部の面積を算入可能とする。

(2) 土地利用の現況に応じた採光補正係数の採用（告示第303号関係）

特定行政庁が、規則で区域を指定した場合に、土地利用の現況に応じた採光補正係数を採用可能とする。

(3) 一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化（告示第303号関係）

特定行政庁が、二以上の居室が一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして規則で定める基準に適合すると認めるものについては、複数居室を全体としてとらえることを可能とする。

<お問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課 藤原(内線39-520)、浜田(内線39-538)

TEL03-5253-8111(代表)、03-5253-8513(課直通)

FAX:03-5253-1630

背景・課題

- 待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、保育所を整備しやすい環境を整えることが重要。
- しかし、都市部の住居系地域等において、既存のオフィスビルや住宅を用途変更して保育所を設置しようとする場合等には、敷地境界線との間に十分な距離を確保できないこと等により、建築基準法における採光規定が支障となり、保育所を設置できない事例があるとの指摘がある。

○第23回国家戦略特別区域諮問会議(平成28年9月9日) 東京都提出資料P3<抜粋>

【提案1】保育所の規制改革、税制改正

②既存建築物を保育所に用途変更する際の建築基準法等の緩和 (例:有効採光率、有効採光面積算出方法の緩和。)

対応案

(詳細は別紙参照)

告示改正により採光規定を緩和し、保育所の円滑な整備などを後押しする。

緩和内容① 保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化

代替措置として一定の照明設備を設置した場合の採光有効面積の緩和規定を実態に応じて合理化し、床面からの高さが50センチメートル未満の部分の開口部の面積を算入可能にする。

緩和内容② 土地利用の現況に応じた採光補正係数の採用

特定行政庁が規則で区域を指定した場合に、土地利用の現況に応じた採光補正係数を採用可能とし、都市部の住居系地域の保育所等でも設置を容易にする。

緩和内容③ 一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

一体的な利用に供される複数居室を全体としてとらえることを可能とし、保育年齢ごとに間仕切りされた保育所等であっても設置を容易にする。

① 保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 (S55告示1800号)

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園の保育室及び教室について、照明設備の設置により必要採光面積を緩和する際に、開口部の採光に有効な部分の面積として**床面からの高さが50cm未満の部分も算入可能**とする。

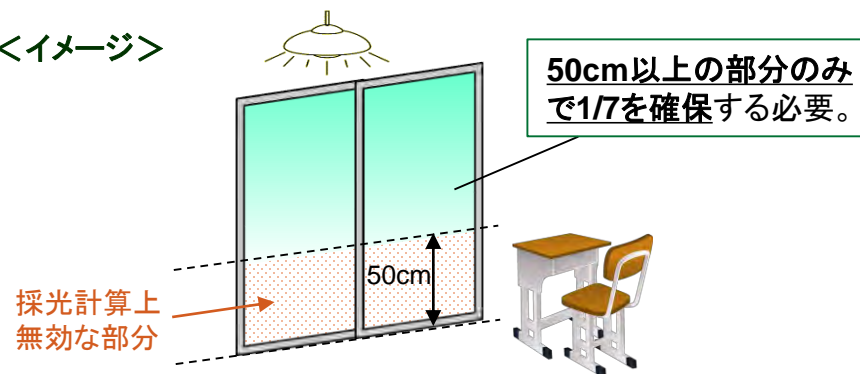
保育所等については、開口部の採光に有効な部分の面積が床面積の1/5以上必要とされているが、一定の照明設備の設置をして照度を確保した場合には、床面積の1/7以上に緩和することができる (S55告示1800号)。

改正前

勉強机等の高さとして50cmを想定して照度を規定しており、算入可能な開口部の高さを限定。

- ① **床面からの高さが50cm**において200ルクス以上の照度を確保する照明設備の設置
- ② 開口部のうち**床面からの高さが50cm以上**の部分の面積が1/7以上必要

<イメージ>

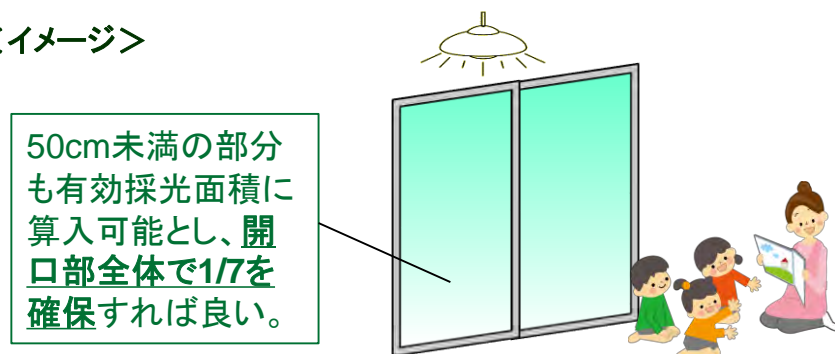


改正後

利用の実態に応じて緩和規定を見直し、保育所等においては、床面を想定した基準とする。

- ① **床面**において200ルクス以上の照度を確保する照明設備の設置
- ② 開口部 (**床面からの高さ50cm未満の部分も算入可能**) の面積が1/7以上必要

<イメージ>

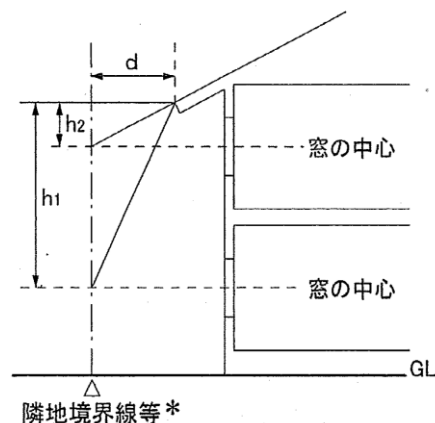


改正前

土地利用の現況によらず、**用途地域の区分によって一律に採光補正係数の算定方法を規定。**

- 同じ用途地域の区分であっても、都市部と郊外では、隣地境界線等との距離に大きく差がある。
- 都市部の住居系地域と、郊外の商業系地域では、土地利用の現況が類似している。
- 特に都市部の住居系地域では、隣地境界線等との距離が小さく、現行基準に適合した採光上有効な開口部の確保が困難な事例が多い。

$$W(\text{有効採光面積}) = K_i(\text{採光補正係数}) \cdot W_i(\text{開口部面積})$$



d/h_1 : 1階の窓の採光関係比率

d/h_2 : 2階の窓の採光関係比率

採光補正係数 K_i

窓から軒の距離(h)が小さく、隣地境界線等から軒の距離(d)が大きいほど、採光上有効な窓として算定される。

用途地域	採光補正係数の算定式
住居系地域	$6 \cdot d/h - 1.4$
工業系地域	$8 \cdot d/h - 1$
商業系地域	$10 \cdot d/h - 1$



住居系地域(都市部)

大きく差がある

類似している

隣地境界線等との距離



住居系地域(郊外)



商業系地域(郊外)

改正後

特定行政庁が、**土地利用の現況(建て詰まり度合い等)に応じて**、特定の区域を指定した場合については、建築基準法施行令第20条第2項各号に定める採光補正係数の算定方法ではなく、**特定行政庁が指定した算定方法(緩和側)を選択**することを可能とする。

③ 一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化 (H15告示303号)

一体的な利用に供される二以上の居室^(注)について、通常は各居室ごとに一定規模以上の採光上有効な開口部が必要となるが、

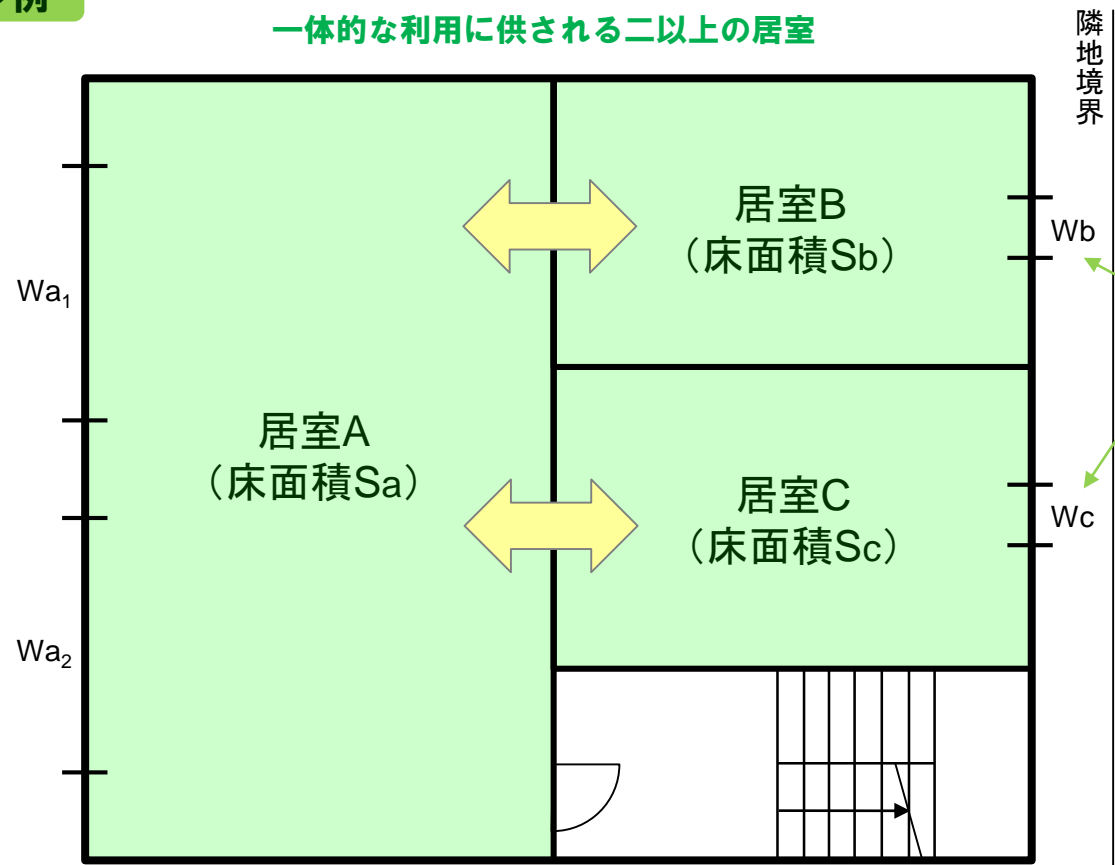
$$\frac{Ka_1 \cdot Wa_1 + Ka_2 \cdot Wa_2 + Kb \cdot Wb + Kc \cdot Wc}{Sa + Sb + Sc} \geq \frac{1}{5,7,10}$$

である場合は、

各居室の開口部の採光に有効な部分の面積は、それぞれ規定割合を満たす面積であるものとみなすことで、採光規定を緩和。

※ Ki: 当該開口部の採光補正係数 (特定行政庁が規則で指定する区域内では、当該規則で定める補正係数を用いることができる。)

適用イメージ例



(注) 二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上支障がないものとして特定行政庁の規則で定める基準に適合すると特定行政庁が認めるものに限る。

改正前

開口部から隣地境界までの距離が近く、通常では採光確保困難。



改正後

一体的な利用に供される複数居室を全体としてとらえることで、それぞれ基準を満たす面積がある開口部とみなし、間仕切壁の設置位置の自由度が向上。

別添2 新旧対照表

○照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和五十五年建設省告示第千八百号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で別に定めるものを次のように定める。</p> <p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>一 幼稚園の教室、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室又は保育所の保育室にあつては、床面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。</p> <p>イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室の床面積の七分の一以上であること。</p> <p>三 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の音</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で別に定めるものを次のように定める。</p> <p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>（新設）</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の教室、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室又は保育所の保育室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。</p> <p>イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の七分の一以上であること。</p> <p>二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の音</p>

楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの

一 第一第一号又は第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。

二 第一第三号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの

一 第一第一号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。

二 第一第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

○建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成十五年国土交通省告示第三百三三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。ただし、令第十一号第一項第一号又は令第十六号の二第一項第一号に規定する採光に有効な部分の面積を計算する場合には、第二号の規定は、適用しない。</p> <p>一 特定行政庁が土地利用の現況その他の地域の状況を考慮して規則で指定する区域内の建築物の居室（長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。）の窓その他の開口部（以下「開口部」という。）ごとの面積に、それぞれ令第二十条第二項各号のうちから特定行政庁が当該規則で指定する号に掲げるところにより計算した数値（天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値とする。ただし、三・〇を超える場合にあつては、三・〇とする。）を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。</p> <p>二 二以上の居室（二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして特定行政庁の規則で定める基準に適合すると特定行政庁が認めるものに限る。）の開口部ごとの面積にそれぞれ令第二十条第一項の採光補正係数（前号に掲げる居室にあつては、前号に掲げる数値）を乗じて得た面積を合計して算定した面積の当該二以上の居室の床面積の合計に対する割合が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八条第一項に定める割合</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

以上である場合は、当該二以上の居室の各居室については、採光に有効な部分の面積は、それぞれその居室の床面積に対する当該割合以上のものとみなす。

三 近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。）で開口部を有する壁によつて区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあつては、同一の住戸内の居室に限る。）で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下単に「開口部」という。）を有する壁によつて区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。